



海浜清掃ボランティアのみなさまへのお願い

ボランティア活動を実施する際には、下記の方法によりお願いいたします。詳細は町役場環境係（☎2-1123）にお問い合わせください。

- 1 実施前に町役場環境係に事前連絡
- 2 清掃前の状況を撮影
- 3 集めたごみと清掃後の状況を撮影
- 4 集めたごみは分別して各施設へ搬入

令和5年 住宅・土地統計調査

～みんなのおうち調査～

- ✓10月1日時点の住まいの状況等を調べる調査で、全国で約340万世帯、都内で約29万世帯が対象
- ✓今回は第16回目の大規模調査（調査は昭和23年以来、5年ごとに実施）
- ✓対象世帯には、9月下旬に調査書類を配布
- ✓インターネットからの回答がおすすめ！
- ✓回答内容は統計法で厳重に保護されます



調査の結果は、「住生活基本計画」「耐震や防災を中心とした都市計画づくり」「空き家対策条例の制定」等に幅広く利用されます。ぜひご協力のほど、お願いいたします。

総務局統計部人口統計課 ☎03-5388-2532

相談したいとき、お電話ください。

生活に困窮している

住居を失いそう

配偶者や恋人からの暴力の悩み

不安やお悩みに寄り添い、対応します。お気軽にご相談ください

総務課福祉担当 ☎2-1112

特別障害者手当・障害児福祉手当

精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において、常時介護を必要とする方を対象とした「特別障害者手当・障害児福祉手当」の認定、支給を行っています。

東京都母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付

ひとり親家庭の父母等や配偶者のいない女性に対し、修学・就職・転宅等、必要な額を各資金の限度額内でお貸ししています。お子さんが入学するために必要な資金の貸付もあります。

申込みを考えている方や相談したい方、福祉担当（☎2-1112）までまずはお電話ください。（要電話予約）

ウナギ 採捕禁止の罰則強化

漁業法の改正に伴い、すでに特定水産動植物に指定されているシラスウナギ（全長13cm以下のウナギ）について令和5年12月1日より採捕禁止となります。 ※都の規則により従来から、海面においては全長24cm以下、川などの内水面においては全長26cm以下のウナギは採捕できません。

- ☞全長13cm以下のウナギを採捕した場合には、漁業法の罰則が適用されることになり罰則が大幅に強化されます。
- ☞試験研究や教育実習のために採捕する場合は、知事の許可が必要になるため、自然体験学習や課外授業で採捕する際には十分にご注意ください。

産業課水産担当 ☎2-1113

山でのお願い

-11/15(水)~2/15(木)は狩猟期間です-

- ✓できるだけ目立つ服装で
- ✓ラジオ等の音が出るものを携帯

狩猟を安全に行うよう狩猟者へ事故防止について指導していますが、より一層の安全確保のため、山など野外で活動する場合は、自分の存在を周囲に知らせることが重要です。

産業課林務担当 ☎2-1113

支庁の風 Web版掲載記事

- ◆ 法人の方向け 納税証明について
- ◆ 「特別障害者手当・障害児福祉手当」「東京都母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付」の詳細
- ◆ 八丈ビジターセンター行事予定表

東京文化財ウィーク2023 <八丈島・青ヶ島>

今年の秋は島の文化財に触れ、島の歴史や文化を楽しんでみてはいかがでしょうか？

※展示内容等は変更となる場合があります。

<凡例>

文化財の名称

- ①公開日時/料金
- ②文化財の説明

銅板源為朝神像、八丈島湯浜遺跡出土品、八丈島内出土磨製石斧、木造南蛮風羅漢坐像

- ①通年 9:00~16:30 / 料金100円(一律) ※12才未満、島民は無料、障がい者の方無料
- ②八丈島歴史民俗資料館にて考古学資料、工芸品、歴史資料等、展示公開しています。

八丈島の民謡 (特別公開事業)

- ①10月28日(土) 13:30~16:00 / 無料
- ②八丈島に古くから伝わるショメ節・太鼓節(八丈太鼓実技)・春山節は、宴席など人が集まるときにはよく歌われています。ぜひ島の伝承者の心意気を直に体験しましょう。

八重根のメットウ井戸

- ①通年 終日 / 無料
- ②「メットウ」とは、八丈の方言で「ギンダカハマ」という貝を指し、形状が似ていることから「メットウ井戸」と呼ばれています。この井戸は飲料水、畜産、養蚕、酒造など産業用水として利用されていました。

檜立の手踊

- ①通年 10:00~10:30 / 大人350円、子供200円(障がい者の方無料)
- ②手踊は服部屋敷で通常公開しています。手踊は江戸時代の流民や漂着者、江戸と八丈を往復した御用船の乗組員たちが伝えたといわれる各地の盆踊りを集めてまとめたものです。毎年旧盆の8月13~15日に地域の住民によって踊り継がれています。

檜立の場踊 (特別公開事業)

- ①10月28日(土)~11月5日(日) 9:00~16:30 / 大人350円 子供200円(障がい者の方無料)
- ②「檜立の手踊」と同時に公開しています。踊り手が円を作り江戸中期までに流行した風流歌に合わせてゆっくりと踊ります。平成17年東京文化財ウィーク東京都知事表彰を受賞しています。

八丈島民政資料 (特別公開事業)

- ①10月28日(土)~11月5日(日) 9:00~16:30 / 無料
- ②旧八丈島役所に伝来する文献資料で、流人に関する記録や編纂物などです。近世以降の八丈島の歴史や、離島村落の実態を把握する上で重要な資料群です。八丈支庁展示ホールにて展示しております。

八丈島西山ト神居記碑

- ①通年 終日 / 無料
- ②天保5年(1834)に建立されたもので、多くの島民の食糧難を救ったといわれる島民高橋与一と、伊豆代官羽倉外記の勇気を記念した碑です。

島の天然記念物を探そう! (企画事業)

- ①10月1日(日) 13:30~約2時間 / 無料
- ②天然記念物としてあまり認知されていないオカヤドカリの仲間や島で見られる天然記念物の野鳥アカコッコを探しながら海岸を散策します。※詳細は八丈ビジターセンターにて

近藤守真墓

- ①通年 終日 / 無料
- ②近藤富蔵守真は蝦夷地の探検で有名な近藤重蔵の嫡男で人を殺した罪で八丈に流されました。流人生活を送りながら、『八丈実記』の著述、芸術・文芸活動に励み、島の文化の向上に大きな役割を果たしました。

八丈島甘藷由来碑

- ①通年 終日 / 無料
- ②八丈町における甘藷の由来を記した石碑です。『八丈実記』と併せ、島の歴史を知る上で重要な資料です。

梅辻規清墓

- ①通年 終日 / 無料
- ②梅辻規清は江戸時代後期の神道家で、烏うでん伝神道の創始者です。その独創的な神道説は幕府の嫌疑を受け、弘化4年(1847)八丈島に流罪となり、文久元年(1861)赦免の使者を待たず、中之郷の配流先で没しました。

檜立地区文化財めぐり (企画事業)

- ①10月21日(土) 13:30~約2時間 / 無料
- ②檜立地区の史跡、旧跡を徒歩でめぐります。※詳細は広報はちじょうにて

紙本着色佐々木次郎太夫伊信肖像并伝 (特別公開事業)

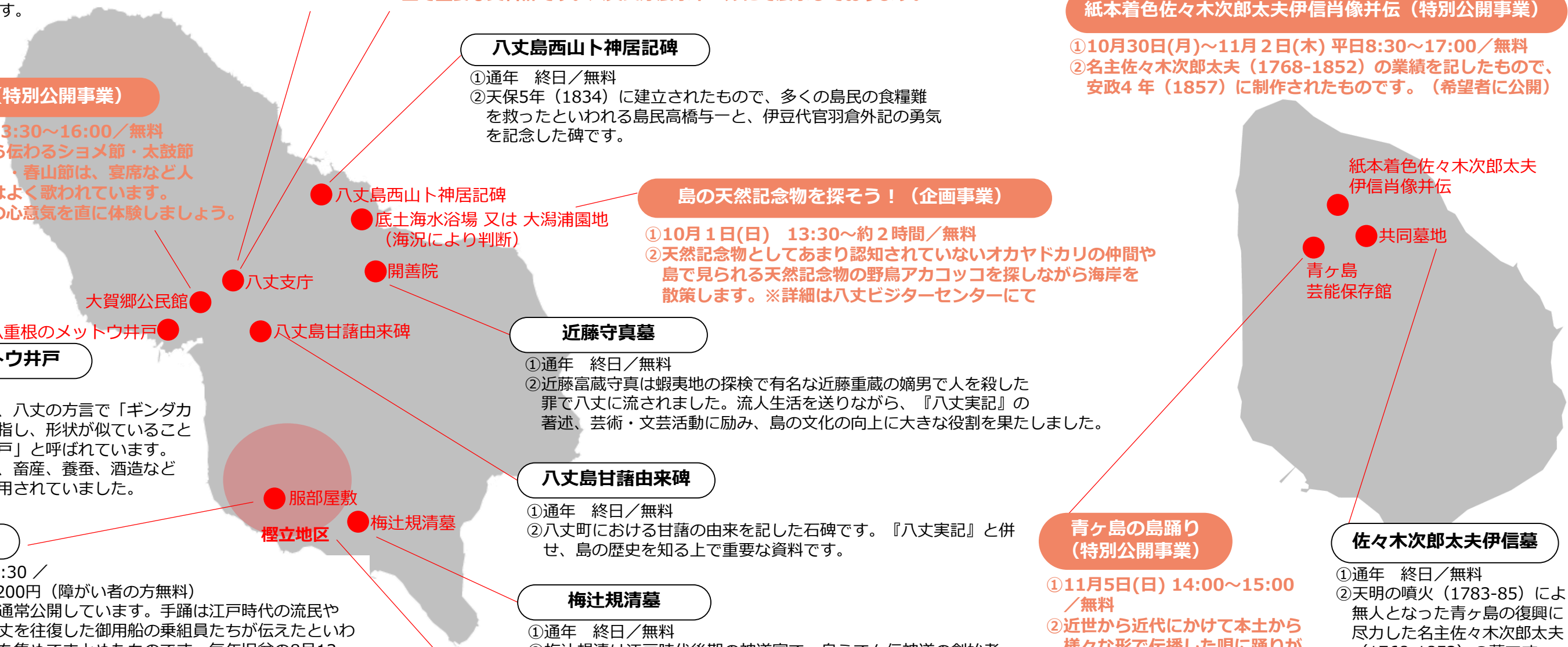
- ①10月30日(月)~11月2日(木) 平日8:30~17:00 / 無料
- ②名主佐々木次郎太夫(1768-1852)の業績を記したもので、安政4年(1857)に制作されたものです。(希望者に公開)

青ヶ島の島踊り (特別公開事業)

- ①11月5日(日) 14:00~15:00 / 無料
- ②近世から近代にかけて本土から様々な形で伝播した唄に踊りがつき、島独自の形に変化しながら伝承されているものです。現在も8月の盆踊り、9月の月見踊りなどで村人たちに唄い踊り継がれています。

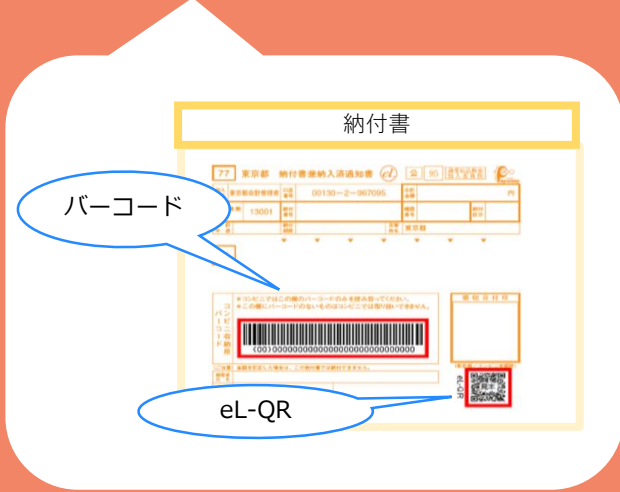
佐々木次郎太夫伊信墓

- ①通年 終日 / 無料
- ②天明の噴火(1783-85)により無人となった青ヶ島の復興に尽力した名主佐々木次郎太夫(1768-1852)の墓です。



スマートフォン決済 アプリによる納付とは、

スマートフォン決済アプリを利用して、スマートフォンやタブレット端末で納付書に印字されたバーコード又は地方税統一QRコード（eL-QR）を読み取ることにより納付する方法です。



◆納付方法

- スマートフォン等にスマートフォン決済アプリをインストールし、必要事項を登録します。
 - * アプリで納付に必要な金額をチャージします
 - * PayB、モバイルレジ及び楽天銀行アプリについては、お支払いになる口座にあらかじめ必要な金額を入金してください
- アプリの請求書払いを選択し、納付書に印字されたバーコードまたはeL-QRを読み取ります。
- 納付金額を確認し、支払い手続きを行います。
- 支払手続きが完了すると支払完了画面が表示されます。

- ※ お支払手続きが完了すると、支払を取り消すことはできません。
- ※ 領収証書は発行されません。
- ※ 納税証明はすぐに発行できません。

よくあるご質問は、
主税局HP「[スマートフォン決済アプリによる納付について](#)」をご確認ください。

ご利用いただけるスマホアプリは以下のとおりです。

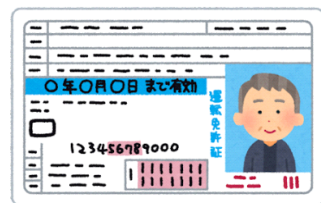


総務課税務担当 ☎ 2-4511

法人の方向け

都税の納税証明が欲しい方は八丈支庁窓口へ！

- 納税証明とは、「納付（納入）すべき額」、「納付（納入）した額」及び「未納額」等を証明する書類です。
- 東京都では未納がないことの証明はお出ししておりません。
- 手数料は1税目につき400円です。
 - ※ 「法人事業税」と「特別法人事業税」は合わせて1税目と数えます。



申請者（窓口に来られる方）によって必要書類が異なります。

代表者の方

- ① 申請書
(代表者印の押印が必要)
- ② 本人確認書類
例：運転免許証

従業員の方

- ① 申請書
(代表者印の押印が必要)
- ② 本人確認書類
例：運転免許証
- ③ 従業員であることの確認書類
例：従業員証
法人名が確認できる健康保険証
※ ③がない場合は「代理人」として申請してください。

代理人の方

- ① 申請書
(代表者印の押印不要)
- ② 本人確認書類
例：運転免許証
- ③ 委任状
(代表者印の押印が必要)

申請書、委任状の様式は、支庁窓口又は[主税局HP](#)にて取得できます。

詳細については、主税局HP「[納税証明等の申請について](#)」をご確認ください。

総務課税務担当 ☎ 2-4511

特別障害者 障害児福祉 手当 手当

八丈支庁では、精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において、常時介護を必要とする方を対象とした「特別障害者手当」「障害児福祉手当」の認定、支給を行っています。

ご相談、ご申請につきましては、福祉担当（☎2-1112）までお問い合わせください。（要電話予約）

項目	特別障害者手当	障害児福祉手当
対象年齢	20歳以上	20歳未満
支給対象 ※1	おおむね以下の程度の障害を有する方 ① 身体障害者手帳1級および2級の一部の方 ② 愛の手帳1度および2度の一部の方 ③ 上記と同等の疾病、精神障害を有する方	おおむね以下の程度の障害を有する方 ① 身体障害者手帳1級および2級の一部の方 ② 愛の手帳1度および2度の一部の方 ③ 上記と同等の疾病、精神障害を有する方
手当額 (月額)	27,980円(令和5年度時点)	15,220円(令和5年度時点)
支給制限	次に該当するときは支給されません。 ① 施設に入所されている方※2 ② 病院等に継続して3か月を超えて入院されている方 ③ 受給者本人や配偶者、扶養義務者の所得が限度額以上のとき※3	次に該当するときは支給されません。 ① 施設に入所されている方※2 ② 障害を理由とする公的年金受給者 ③ 受給者本人や配偶者、扶養義務者の所得が限度額以上のとき※3

- ※1 記載の条件を満たしている場合でも、規定の診断書の内容によっては、対象にならないことがあります。
- ※2 施設の種類や利用方法によっては、支給制限にならない場合がありますので、不明な場合は総務課福祉担当までお問い合わせください。
- ※3 手当ごとの具体的な限度額については、東京都福祉局東京都心身障害者福祉センターのwebページ等を参照ください。
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shinsho/teate/index.html>

母子及び父子 女性福祉 福祉資金 資金

東京都では、ひとり親家庭の父母等や配偶者のいない女性に対し、修学・就職・転宅等、目的により必要な額を各資金の限度額内でお貸ししています。お子さんが入学するために必要な資金の貸付もあります。

貸付対象は下記に該当かつ貸付が自立につながり、償還(返済)の計画が立てられる方です。

ご相談、ご申請につきましては、福祉担当（☎2-1112）までお問い合わせください。（要電話予約）

項目	母子及び父子福祉資金	女性福祉資金
対象者	都内に6ヵ月以上お住まいの母子家庭の母又は父子家庭の父等で20歳未満のお子さんを不要している方	都内に6ヵ月以上お住まいの配偶者がいない女性で、次のいずれかに該当する方 (1) 親・子・兄弟姉妹等を扶養している方(所得制限なし) (2) 年間所得が2,036,000円以下で、かつて母子家庭の母として20歳未満の子を扶養したことがある方又は婚姻歴のある40歳以上の方

- ※資金の種類及び貸付限度額等の詳細については、東京都福祉局のウェブページ (https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hitorioya_shien/keizai/boshi.html) 又は八丈支庁総務課においてパンフレットを配布していますので、お越しください。
- ※貸付の決定に当たっては、必要な資金の内容、生活収支状況等について確認をさせていただいたうえで、審査を行います。審査の結果、貸付けができない場合もありますのでご了承ください。また、審査及び交付には最短でも1か月程時間がかかります。必ず余裕をもって事前にご相談ください。
- ※資金の種類や申請する方の収入状況によっては、連帯保証人(要件あり)が必要な場合があります。

八丈ビジターセンター行事予定表



10月1日(日)	東京文化財ウィーク「島の天然記念物を探そう！」
10月8日(日)	植物公園季節調査会
10月28日(土)	八丈学講座「秋の虫観察会」
11月12日(日)	植物公園季節調査会
11月25日(土)	八丈学講座「ビーチコーミング」

毎週土日祝：植物公園ガイドウォークを開催しています

初開催!

八丈支庁

「港」の思い出フォトコンテスト

作品募集中!

みなさま、八丈支庁「港」の思い出フォトコンテストの応募はお済みですか？
 今年度初開催したこのコンテストは、「港」と共に暮らすみなさまの“思い出”がテーマです。
 この機会に、「港」に対する熱い想いを表現してみませんか？
 この夏の思い出はもちろん、懐かしい思い出も大歓迎。是非ご応募ください!

募集作品

八丈島及び青ヶ島の「港」の姿や
 魅力を表現した写真と
 「港」にまつわる短文エピソード
 (140字以内)

応募規程

応募資格や
 作品の規格は
 こちら!



八丈支庁ホームページ
https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/09hatijou/d/photocon/photocon_1.html

応募フォーム

応募は
 こちら!



東京共同電子申請・届出サービス
<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1689812491255>

「思い出部門」への応募もお待ちしています

本コンテストは、美しい風景をテーマにした「風景部門」に加え、昔懐かしい風景をテーマにした「思い出部門」を設けています。
 みなさんのタンスの中にしまわれた古い写真が、このコンテストで募集する「作品」です！
 「港」での楽しい思い出や切ない記憶、宝物の写真のこと。是非お聞かせください。

▶▶ 紙の写真も応募できます!

写真がデジタルではなく紙の場合は、その写真を机などに置き、写真の写真を撮ることで応募できます。詳しくは応募規程をご覧ください。

▶▶ 家族が撮影した写真も応募できます!

撮影者に許可を取れば応募できます。詳しくは応募規程をご覧ください。

編集後記

皆さんは、日ごろ家に届くチラシや広報誌の紙の質感を気にすることがあるでしょうか。今年度から新しくなった支庁の風、実は紙質にもこだわっています。ほら、肌触りが滑らかで良くないですか？デジタル化が叫ばれる昨今ですが、いろんな紙に触れて是非お気に入りを見つけてみてください。

東京都島しょ X (旧Twitter)



リサイクル適性 (A)
 この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

発行 東京都八丈支庁総務課
 〒100-1492 東京都八丈島八丈町大賀郷2466-2
 電話 04996-2-1111 FAX 04996-2-3601 印刷番号 1